

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成17年さくら市
条例第113号) (1/2)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(安全基準)</p> <p>第1条の3 条例第4条第1項の安全基準は、別表第1及び別表第2の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準)</p> <p>第5条 条例第8条第1項第4号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例第8条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第6条 条例第8条第3項の規則で定める行為は、別表第5に掲げる行為とする。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第8条 条例第11条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(様式第7号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(地質検査)</p> <p>第11条 条例第13条第1項ただし書の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1及び別表第2に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(安全基準)</p> <p>第1条の3 条例第4条第1項の安全基準は、別表第1_____の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準)</p> <p>第5条 条例第8条第1項第4号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例第8条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第6条 条例第8条第3項の規則で定める行為は、別表第4に掲げる行為とする。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第8条 条例第11条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(様式第7号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1_____に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>(地質検査)</p> <p>第11条 条例第13条第1項ただし書の規定による地質検査は、小規模特定事業を開始した日から6月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、別表第1_____に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。</p> <p>2・3 略</p> |

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則
案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成17年さくら市
条例第113号) (2/2)

| 改 正 案 | 現 行 | | | | | | |
|--|------------|--|------|---------------|------------|--|---|
| <p>別表第2 (第1条の3、第8条、第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> <th style="text-align: center;">測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">水素イオン 濃度指数</td> <td style="text-align: center;">4以上9未 満</td> <td style="text-align: center;">地盤工学会基準JG S0211—2020「土懸 濁液のpH試験方 法」</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第5条関係) 略</p> <p>別表第4 (第5条関係) 略</p> <p>別表第5 (第6条関係) 略</p> | 項目 | 基準値 | 測定方法 | 水素イオン 濃度指数 | 4以上9未 満 | 地盤工学会基準JG S0211—2020「土懸 濁液のpH試験方 法」 | <p>別表第2 (第5条関係) 略</p> <p>別表第3 (第5条関係) 略</p> <p>別表第4 (第6条関係) 略</p> |
| 項目 | 基準値 | 測定方法 | | | | | |
| 水素イオン 濃度指数 | 4以上9未 満 | 地盤工学会基準JG S0211—2020「土懸 濁液のpH試験方 法」 | | | | | |